

令和5年9月22日
北九州市危機管理室

報道機関各位

久留米市及び東峰村の災害復旧業務に北九州市職員を派遣します (9月26日辞令交付式)

令和5年7月7日からの大雨で被害のあった久留米市及び東峰村から、福岡県市長会を通じて、災害復旧業務を支援する職員の派遣要請がありました。

これを受け本市は、下記のとおり、職員の派遣を決定し、辞令交付式を行います。

記

1 派遣について

- (1) 派遣先 久留米市役所、東峰村役場
- (2) 主な業務 道路等土木施設の災害復旧業務
- (3) 派遣者 土木職3名(久留米市2名、東峰村1名)
- (4) 派遣期間 令和5年10月1日～令和5年12月31日
(3ヶ月交代で、令和6年1月1日～令和6年3月31日は、別の土木職3名が業務にあたります)

2 辞令交付式について

- (1) 日時 令和5年9月26日(火) 10:00～10:15
- (2) 場所 北九州市役所 本庁舎5階 第一応接室
- (3) 出席者 10月1日付で派遣する職員3名
北九州市長
危機管理監、危機管理室長
技術監理局、上下水道局、建設局職員

3 見舞金について

北九州市の災害見舞金贈呈基準に基づき、久留米市に見舞金(100万円)を贈呈します。

この見舞金については、9月26日(火)に久留米市へ訪問する際、危機管理監が目録の贈呈を行います。

【問い合わせ】危機管理室 大村、角野(TEL:093-582-2110)